

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代が抱える経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において鹿屋市立小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）の学校給食費の一部を軽減するための鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は保護者に準ずる者として教育長が認める者をいう。
- (3) 給食会計責任者 鹿屋市立学校給食センター運営要綱（平成22年鹿屋市教育委員会告示第3号）第3条の規定により給食会計の会計責任者である学校給食センター所長をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、学校給食費に係る保護者の負担の軽減を実施する給食会計責任者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、鹿屋市立学校給食センター運営要綱第4条第1項の規定により各市立学校の学校給食センター運営委員会の承認を受けて決定した学校給食費から、次の各号のいずれかの援助等を受けている保護者に養育される児童又は生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。）に係る学校給食費を控除した額とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助
- (2) 鹿屋市就学援助費支給要領（平成20年4月1日制定）第4条第7号の規定に

よる学校給食費の就学援助

(3) 他市町村の制度による学校給食費の補助又は免除

2 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 前項の場合において市長は、必要があると認めたときは条件を付するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 前条第1項の補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、鹿屋市立学校給食センター運営要綱第4条第1項ただし書の規定による学校給食費の変更があった場合は、規則第8条第1項の計画変更承認申請書（規則別記第4号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、規則第8条第2項の補助金等変更交付決定通知書（規則別記第5号様式）により通知する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施の状況について毎会計年度1学期及び2学期の終業式の日から起算して30日以内に市長に書面で報告しなければならない。

2 補助事業者は、事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに鹿屋市学校給食費負担軽減補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第2項の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付確定通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付申請書

鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金の交付を受けたいので、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助事業の経費の配分

事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳（見込み）			
		市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (Aの対象 者除く。)	その他
学校給食費会計	円	円	円	円	円

3 事業の期間（予定）

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金については、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第6条の規定により審査した結果、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定に付した条件

第3号様式（第8条関係）

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金実績報告書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金について、補助事業が完了したので、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 補助事業の成果

2 事業実績

事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳			
		市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (Aの対象 者除く。)	その他
学校給食費会計	円	円	円	円	円

3 事業完了日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金については、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第9条の規定によりその額を次のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円